

治療と仕事の両立に関するアンケート結果

平成31年3月8日
宮崎産業保健総合支援センター
宮崎労働局労働基準部健康安全課

1、調査目的

宮崎県内における「治療と仕事の両立」に関する認識について実態調査を行う目的で実施した。

2、方法

宮崎県内の宮崎産業保健総合支援センターを利用している事業場等を対象に調査票を配布した。

調査期間は、2018年4月3日から2018年8月21日までであった。

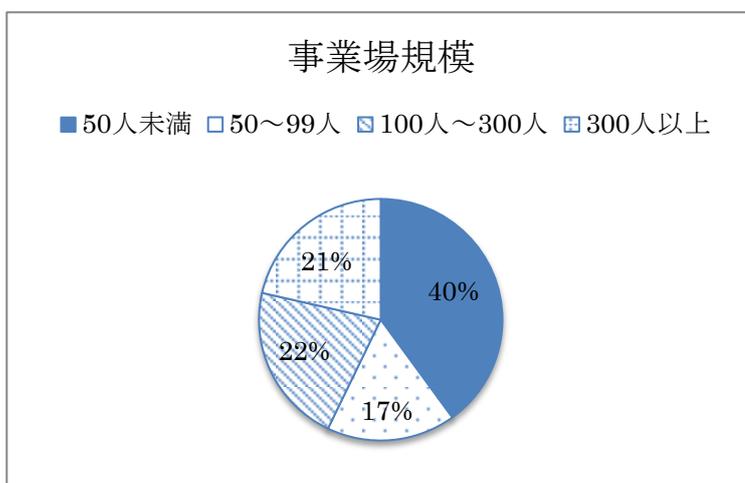
3、結果

調査票は1793部配布し、回収は210部（回収率11.7%）であった。

回答した事業場の規模は50人未満が最も多く40%であった。（表1）

表1 事業場規模(n=210) 単位:件

50人未満	84
50~99人	36
100人~300人	45
300人以上	45

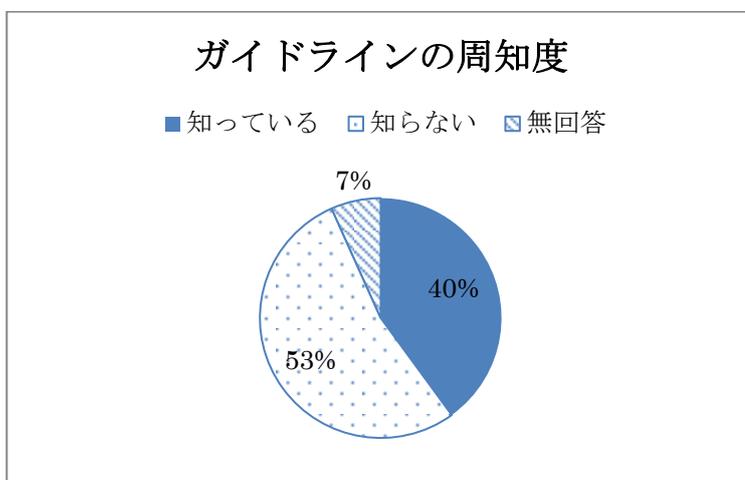


1) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする）の認知度について

厚生労働省が平成28年2月に発行したガイドラインについて、半数以上の事業場が「知らない」と回答していた。（表2）

表2 ガイドラインの周知度 (n=210)

周知度	単位:件
知っている	84
知らない	112
無回答	14



2) 慢性疾患（がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝炎など）で治療中の従業員の有無について
 過去5年間に慢性疾患の治療を理由に退職した従業員がいると答えた事業場は13%であった。（表3）
 それに対し、現在慢性疾患で治療中の従業員がいると答えた事業場は44%であった。（表4）

表3 慢性疾患の治療を理由に、退職した
 従業員の有無（n=210） 単位:件

退職者あり	27
退職者なし	134
わからない	47
無回答	2

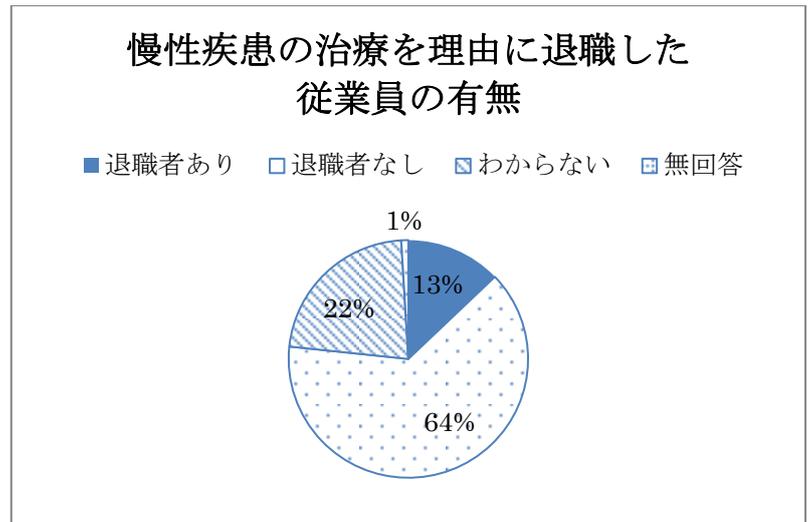
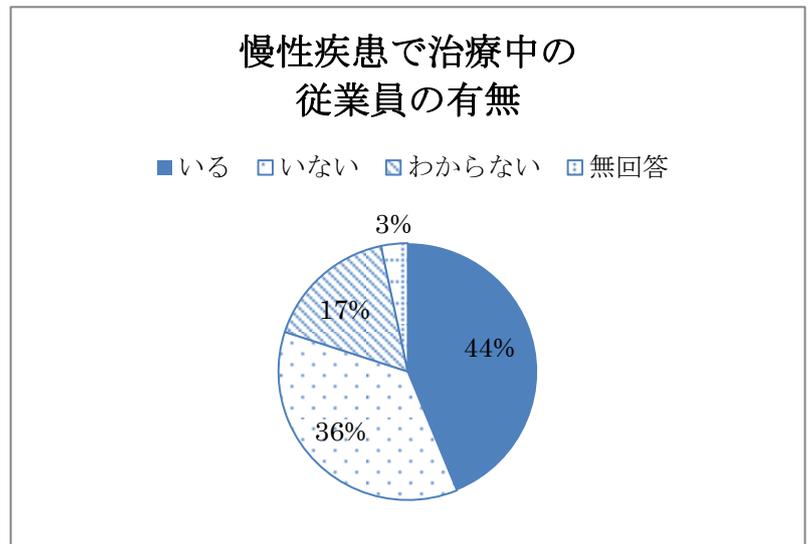


表4 慢性疾患で治療中の従業員の有無
 (n=210) 単位:件

いる	92
いない	76
わからない	35
無回答	7



3) 「両立支援」に関する社内の制度について

現在社内で規定されている休暇制度については「傷病休暇」「時間単位の年次有給休暇」「病気休暇」の順に多く、「特にない」と回答した事業場は約2割であった。（表5）

現在社内で規定されている勤務時間制度については、「短時間勤務制度」「時差出勤制度」の順に多く、「特にない」と回答した事業場は約半数あった。（表6）

今後慢性疾患で治療中の従業員の方が、治療をしながら働き続けられるようにするにはどのような取り組みが必要と思うかについて、最も多かった回答が、「時間単位の休暇制度」、次に多かった回答が「短時間勤務の活用」であった。（表7）

表5 現在の社内休暇制度

(複数回答)

単位:件

時間単位の年次有給休暇	101
傷病休暇	107
病気休暇	90
その他	10
特にない	50

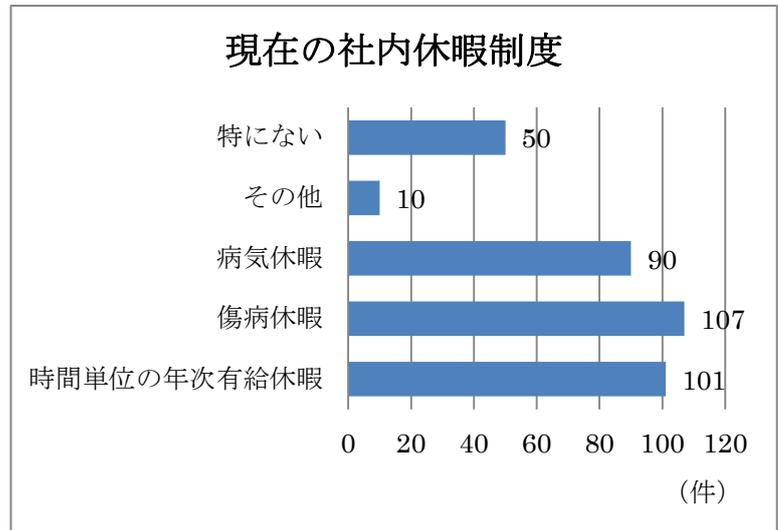


表6 現在の勤務時間制度

(複数回答)

単位:件

時差出勤制度	39
短時間勤務制度	63
在宅勤務制度	3
試し出勤制度	20
その他	15
特にない	90

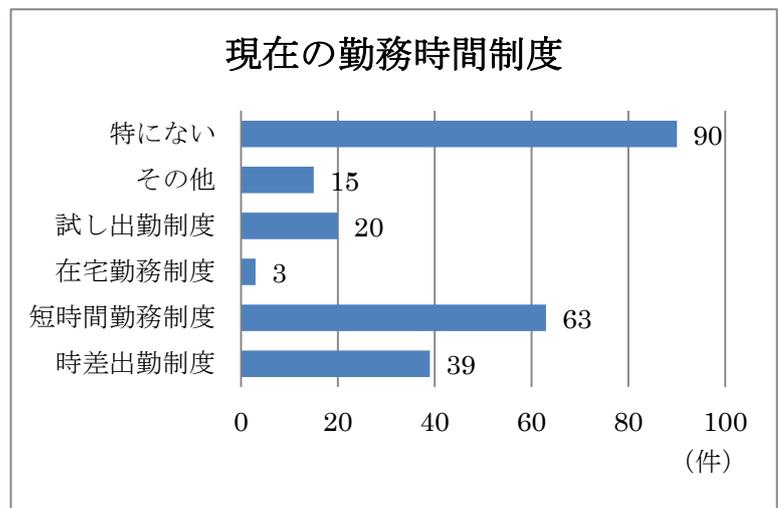
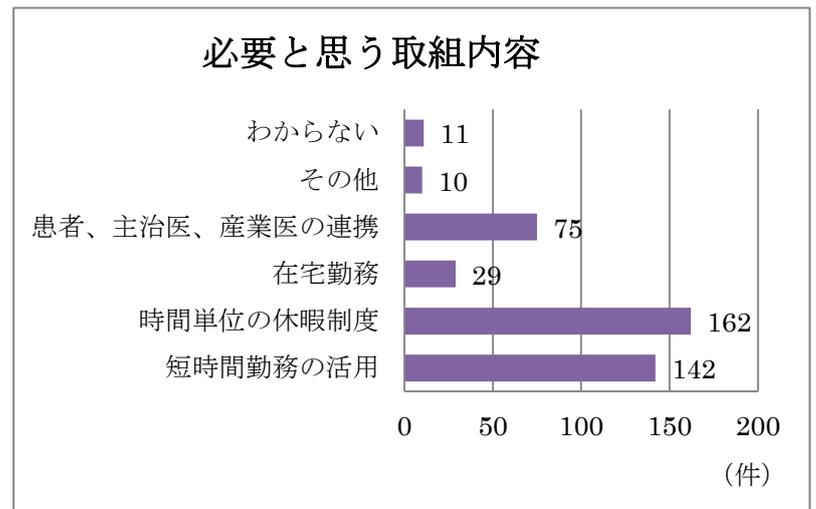


表7 必要と思う取組内容(複数回答)

単位:件

短時間勤務の活用	142
時間単位の休暇制度	162
在宅勤務	29
患者、主治医、産業医の連携	75
その他	10
わからない	11

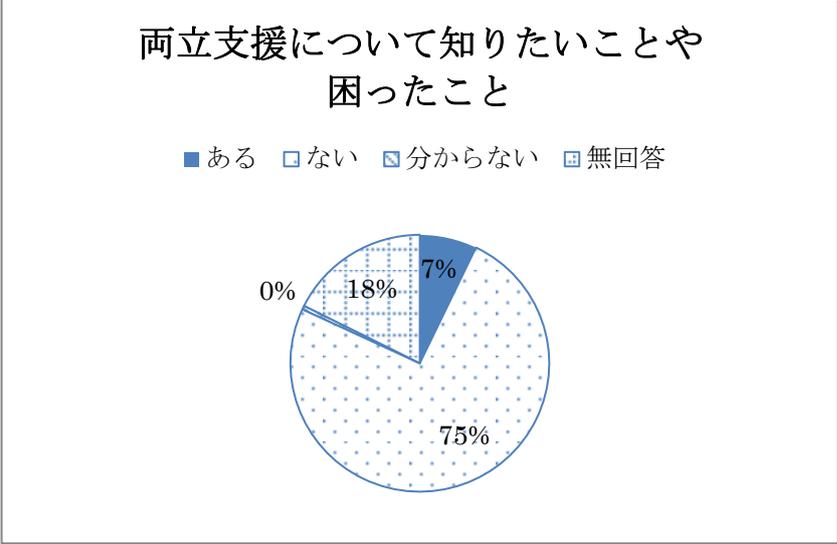


3) 両立支援の取り組みについて

「治療と職業生活の両立支援」について、知りたいことや困っていることが有ると回答した事業場は7%であった。(表8)

表8 両立支援について知りたいこと
 とや困ったこと(n=210) 単位:件

ある	15
ない	157
分からない	1
無回答	37



4、まとめ

現在、宮崎県内の事業場で慢性疾患で治療中の従業員がいる割合は 44%であることが分かり、また、宮崎県における労働者の一般定期健康診断における有所見率は 53.91%と増加傾向にあることを鑑みると、今後、働きながら治療を続ける労働者はますます増加することが考えられる。現在、治療と仕事の両立支援に関する困難感を抱えている事業場は少ないが、今後働き方の多様性が求められるとともに、事業場や労働者の、治療と仕事の両立に対する困難も増加する可能性がある。両立支援のガイドラインについての認知度も低いことから、従業員が治療を続けながら安心して働く環境を整えるメリットを伝えるとともに、まずは、両立支援に関する周知活動を強化する必要がある。